



大竹警察署 交通課だより - 4月号 -



自転車の交通違反に対し交通反則通告制度(青切符)を適用

～令和8年4月1日から～

交通反則通告制度(青切符)とは・・

《主な違反と反則金額の例》

道路交通法違反のうち、信号無視や指定場所一時不停止など警察官が見て、明らかに違反行為を行ったと判断できるものとして、法で定める違反を「反則行為」とし、違反者が反則金を納めれば刑事罰を科さない制度です。

酒気帯び運転などの悪質な違反や、反則行為の成否を争うときは、これまでどおり刑事手続きによる処理を行います。

なお、この制度は16歳以上を対象としており、16歳未満の者による違反は、原則として指導警告を行います。

① 携帯電話使用等(保持) ② 自転車制動装置不 ③ 遮断踏切立入り

12,000円 × 5,000円 × 7,000円 ×

ブレーキなし

警告に従わない (例) 右側通行 6,000円

交通の危険を生じさせた (例) 信号無視 6,000円

自転車の全ての交通違反が検挙されるのですか？

原則は指導警告を行います。違反態様が悪質・危険な上の図の①②③のような違反や、警察官の警告に従わない場合、歩行者や他の車両に危険を及ぼした場合には検挙を行うこととなります。

検挙された場合、運転免許停止などの処分がありますか？

自転車で行った交通違反の場合、運転免許の点数が付されることはありません。しかし、その違反が飲酒運転やひき逃げなど特に悪質・危険な交通違反の場合、点数に関係なく運転免許の効力が停止されることがあります。



◎交通事故発生状況



令和8年4月13日現在

大竹署管内	区分	令和8年	令和7年	前年同期比	
				増減数	増減率
	発生件数	8 件	3 件	5件	166.7%
	死者数	0 人	0 人	0人	—
	負傷者数	8 人	3 人	5人	166.7%

県内	区分	令和8年	令和7年	前年同期比	
				増減数	増減率
	発生件数	1,033 件	926 件	107件	11.6%
	死者数	14 人	17 人	-3人	-17.6%
	負傷者数	1,198 人	1,074 人	124人	11.5%

交通安全年間スローガン「譲り合い ハンドル越しの 思いやり」